

# 平成21年度 法適合確認実態調査 結果概要

平成22年7月 一般社団法人 新・建築士制度普及協会

## I. 調査の主旨

構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士による法適合確認が、円滑に行われているかどうかの実態を把握するため調査を実施。

○「(A) 構造/設備設計一級建築士が所属する建築士事務所」、「(B) 構造/設備設計一級建築士に法適合確認を求めたことのある建築士事務所」に対し、次のとおり調査を実施。

種類	依頼数	回答数	割合
(A) 構造設計一級建築士が所属する建築士事務所	2,396	575	24%
(A) 設備設計一級建築士が所属する建築士事務所	390	144	37%
(B) 構造設計一級建築士に法適合確認を求めたことのある建築士事務所	376	164	44%
(B) 設備設計一級建築士に法適合確認を求めたことのある建築士事務所	56	23	41%
計	3,218	906	28%

アンケート調査により、法適合確認業務の受託意向のほか、法適合確認を実施したことのある事務所については、

- ・業務受託までの経緯
- ・委託元事務所との関係
- ・法適合確認の件数・確認方法等

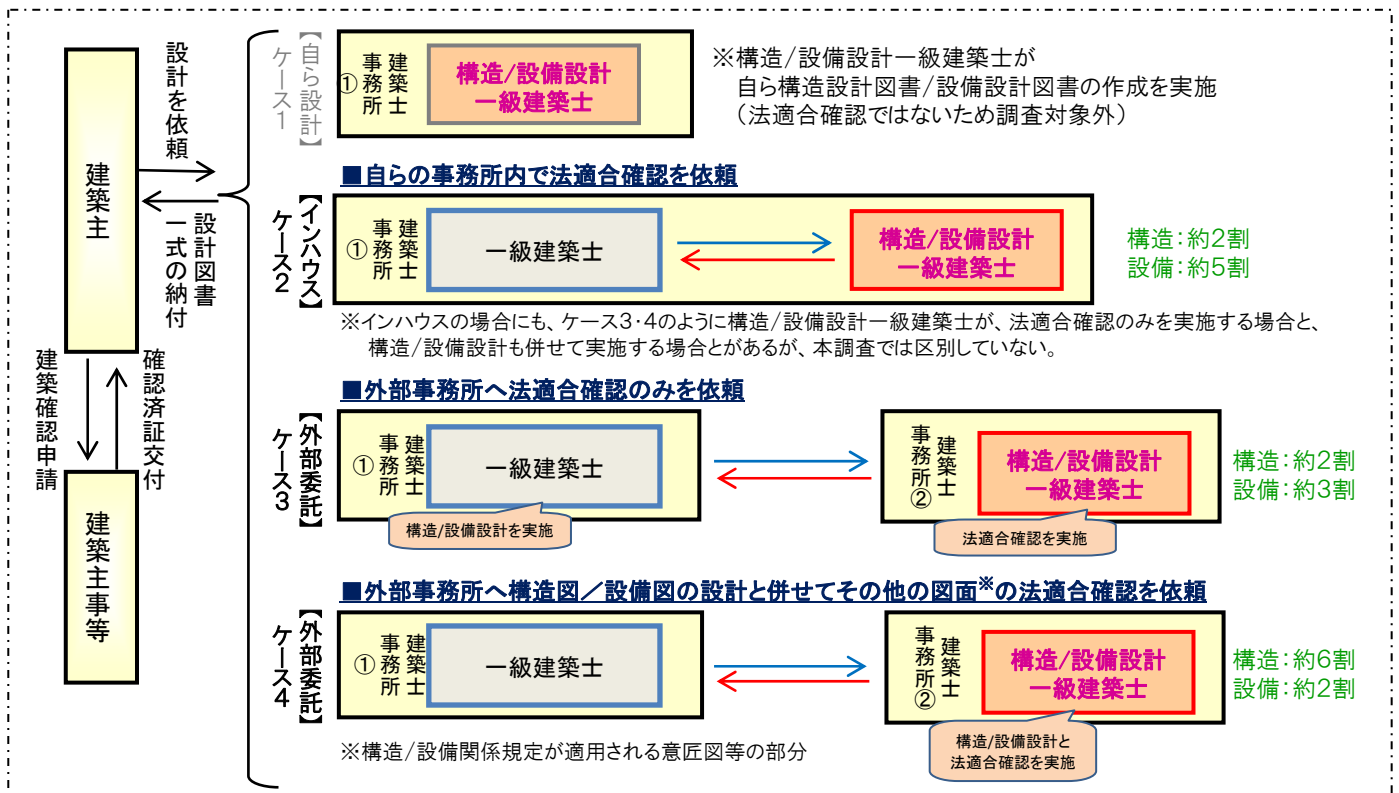
について把握。また、ヒアリング調査により、法適合確認業務の実施方法等について聞き取り。

アンケート調査により、

- ・法適合確認業務委託の経緯
- ・委託先事務所との関係
- ・法適合確認を依頼した件数・委託した範囲
- ・法適合確認の効果等

について把握。

## 〈構造/設備設計一級建築士の関与のパターン〉



# 平成21年度 法適合確認実態調査 結果概要

## Ⅱ. 調査概要

○前頁表の建築士事務所に、アンケート調査の依頼状を郵送し、インターネット又はFAX(希望により郵送)により回答を求めた。

- 1)調査期間:平成22年2月1日(月)～2月12日(金)  
平成22年3月1日(月)～3月12日(金)
- 2)回答方法:インターネット又はFAX(希望により郵送)
- 3)アンケートの種類及び回答状況:前頁表

○一部事務所について、補足的にヒアリングを実施。

○本調査は、国土交通省補助金による改正建築基準法、改正建築士法の円滑な運用、施行のための体制整備事業の一環として実施。

## Ⅲ. 結果概要

<構造/設備設計一級建築士による法適合確認について>

- 外部事務所への法適合確認の委託において、約9割以上が委託先を容易に確保していること、
- 法適合確認の依頼を断ったことのある事務所は約1割にとどまっていること、
- 設計全体の質向上、施主への安全性の説明、高度な設計へのチャレンジ等の効果が挙げられていること、
- 多くの事務所が法適合確認にあたり図面間の整合の確認を併せて行っていること  
などから、構造/設備設計一級建築士による法適合確認は概ね円滑に施行されていると考えられる。

(参考：構造/設備設計一級建築士)

- 構造設計一級建築士・設備設計一級建築士は、一級建築士として5年以上構造設計・設備設計に従事した後、講習(構造設計・設備設計や法適合確認に関する講義・修了考査)を修了した者。
- 高度な専門能力を必要とする一定の建築物\*の構造設計・設備設計について、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の関与(自ら設計する、または、法適合確認を行う)が義務づけられている。【平成21年5月27日施行】

※ 一定の建築物について

<構造設計の場合>

- ・高度な構造計算(保有水平耐力計算、限界耐力計算等)が義務付けられる一定規模以上の建築物
  - － 鉄筋コンクリート造高さ20m超
  - － 鉄骨造4階建て以上
  - － 鉄骨造3階建て以下で高さ13m超又は軒高9m超
  - － 木造高さ13m超又は軒高9m超 等

<設備設計の場合>

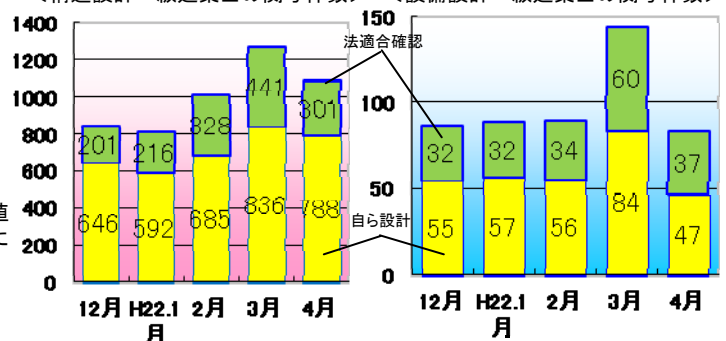
- ・3階建て以上、かつ、床面積5,000㎡超の建築物

<構造/設備設計一級建築士講習修了者数等>

	修了者数	対象建築物の件数(概数)
構造	8,263人	約18,000件/年 ※1
設備	3,702人	約1,200件/年 ※2

- ※1:ピアチェック申請件数(平成20,21年度実績)を基にした参考値  
 ※2:法施行後の設備設計一級建築士の関与対象物件実態調査を基にした参考値

<構造設計一級建築士の関与件数> <設備設計一級建築士の関与件数>



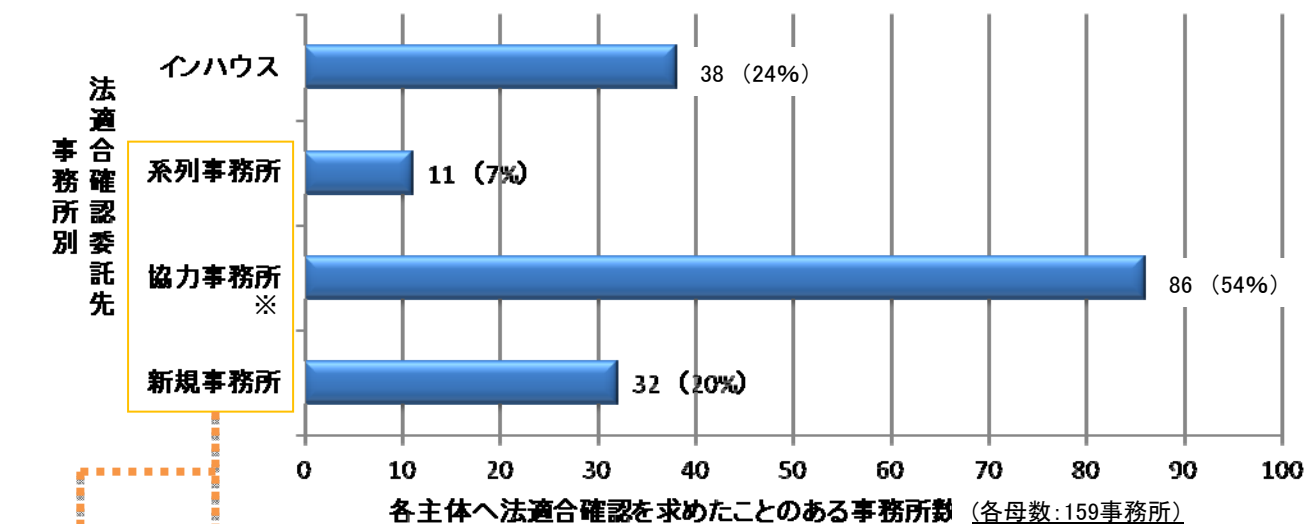
# 構造設計一級建築士による法適合確認について

<「構造設計一級建築士に法適合確認を求めたことのある建築士事務所」(有効回答数159)からの回答>

○法適合確認を求めたことのある事務所のうち、約2割が自らの事務所内へ、残り約8割は外部の事務所へ法適合確認を委託。

## 【法適合確認を委託した事務所との関係】

(複数回答あり)

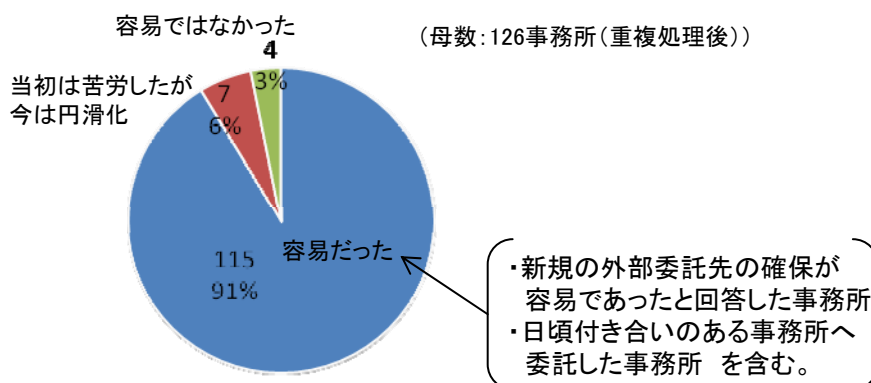


※ 資本や役員との関係はないが日頃業務を委託している事務所

次ページへ

○自らの事務所以外へ法適合確認を委託した事務所のうち、97%が、法適合確認の委託先を容易に確保している。なお、新規事務所への委託のうち、約6割は知り合いの事務所からの紹介で委託先を確保。

## 【法適合確認委託先の確保の容易度】



## 【構造設計一級建築士へのヒアリングより】

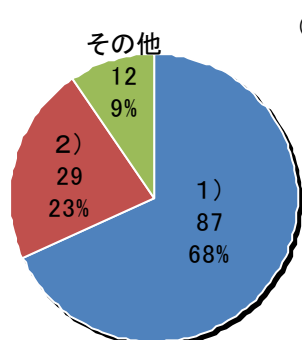
○初めて業務を受ける事務所からの依頼の場合、何らかの方法で委託元事務所の信頼性を確認した上で受託している。(例:知り合いの事務所からの紹介、面接等)

## 構造設計一級建築士による法適合確認について

<自らの事務所以外の事務所へ法適合確認を依頼したことがある125事務所からの回答>

○自らの事務所以外へ法適合確認を委託した事務所のうち、約7割は、構造設計も含めて外部へ委託し(ケース4)、約2割は、自らの事務所内で構造図まで含めて設計した上で、構造図・意匠図等のすべてについて法適合確認を求めている(ケース3)。(複数回答あり)

### 【法適合確認を委託した範囲】



1) 構造図、構造計算書等は他の建築士事務所※へ設計を委託し、意匠図又は設備図に記載される構造関係規定部分のみ法適合確認を委託(ケース4)

(※法適合確認の委託先事務所と同一である場合、同一でない場合の両方を含む)

2) 自らの建築士事務所が構造図を含めて設計し、構造関係規定のすべてについて法適合確認を委託(ケース3)

2)を選択した主な理由(母数:29事務所、複数回答あり)

- ・構造設計も含めて設計業務に自ら責任をもつため(17事務所、59%)
- ・構造設計も含めて自らの事務所で行うほうがコスト削減になるため(9事務所、31%)

### 【構造設計一級建築士へのヒアリングより】

○いわゆる構造図については、そのすべて(構造計算書は表紙のみ。)に記名・押印している。

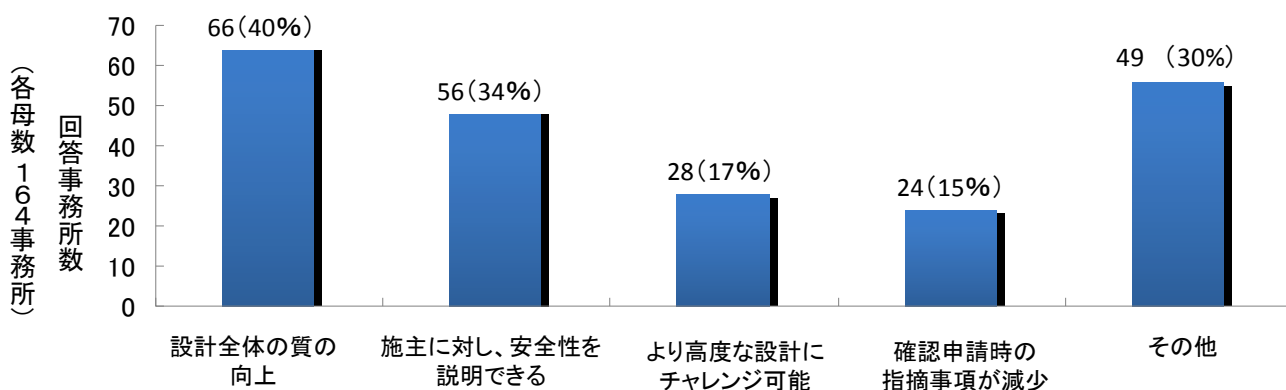
## 構造設計一級建築士による法適合確認について

<「構造設計一級建築士に法適合確認を求めたことのある建築士事務所」(有効回答数164)からの回答>

○構造設計一級建築士が関与することの効果として、約4割が「設計全体の質の向上」、約3割が「施主に対する安全性の説明に寄与」、2割弱が「安心感があるためより高度な設計にチャレンジ可能」、「確認申請時の指摘事項の減少」と回答。(複数回答あり)

### 【構造設計一級建築士が関与することの効果】

(複数回答あり)

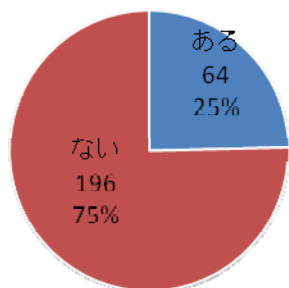


<「構造設計一級建築士が所属する建築士事務所」のうち、法適合確認の実績のある260事務所からの回答>

○法適合確認にあたり、1/4は図面の不備を指摘した経験があり、その多くが構造図と意匠図等との不整合を指摘。

### 【構造設計一級建築士による図書の不備等の指摘の有無】

(合計260事務所)



#### ※主な指摘内容

- ・構造図と意匠図、構造図と構造計算書等との不整合
- ・鉄骨造の仕口部分の詳細
- ・モデル化の考え方 など

### 【構造設計一級建築士へのヒアリングより】

○多くの事務所が、法適合確認にあたり「構造図と意匠図等との整合の確認」を併せて行い、不備があれば指摘している。

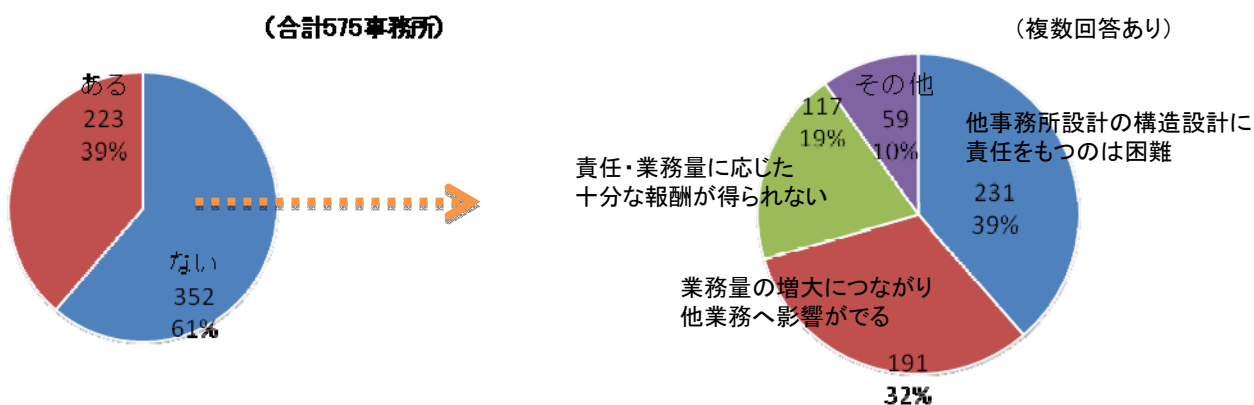
## 構造設計一級建築士による法適合確認について

<「構造設計一級建築士が所属する建築士事務所」(有効回答数575)からの回答>

- 法適合確認の受託意向について、約4割があり、約6割がなしと回答。
- 受託意向がない理由として、4割弱は「他の建築士事務所が設計した構造設計に責任をもつのは困難」、約3割は「業務量の増大につながり他業務へ影響」、約2割は「責任・業務量に応じた十分な報酬が得られなさそうだから」と回答。(複数回答あり)

【法適合確認の受託意向】

【受託意向がない主な理由】

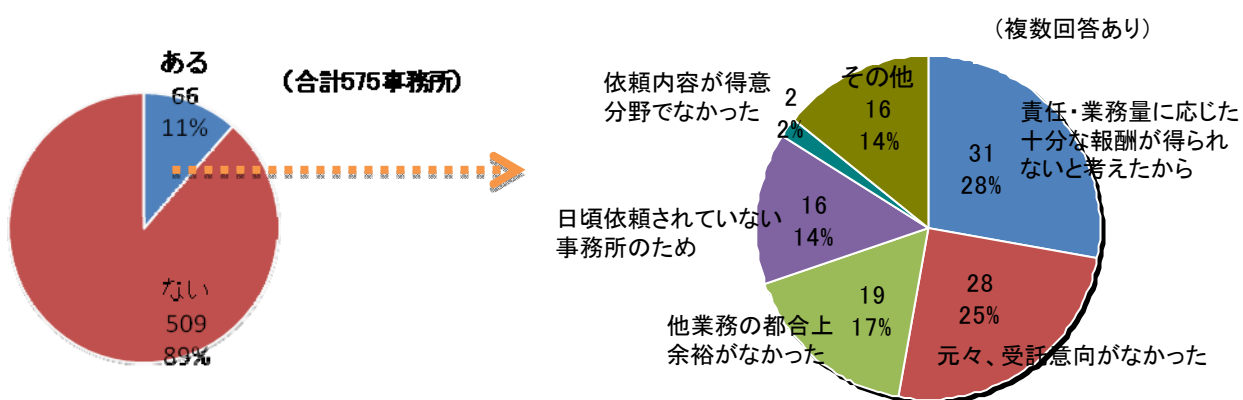


<「構造設計一級建築士が所属する建築士事務所」(有効回答数575)からの回答>

- 回答のあった構造設計一級建築士が所属する事務所のうち、約1割は、法適合確認の依頼を断ったことがあり、その理由として、3割弱が「責任・業務量に応じた十分な報酬が得られないと考えたから」、25%が「元々、受託する意向がなかったから」と回答。(複数回答あり)

【法適合確認の依頼を断った経験の有無】

【断った主な理由】

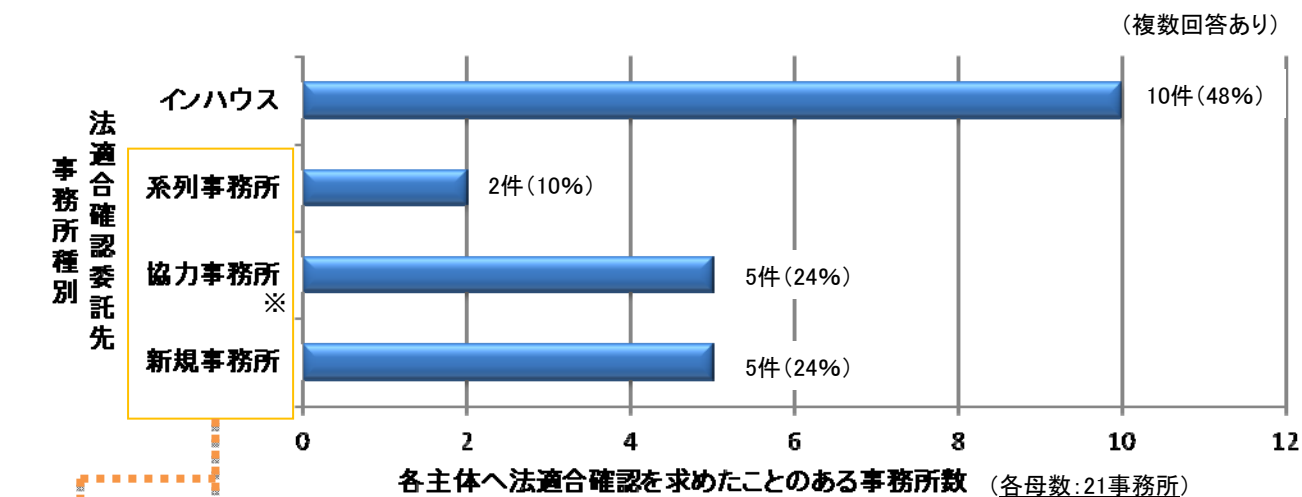


## 設備設計一級建築士による法適合確認について

<「設備設計一級建築士に法適合確認を求めたことのある建築士事務所」(有効回答数21)からの回答>

○法適合確認を求めたことのある事務所のうち、10事務所は自らの事務所内、残り12事務所は外部の事務所へ法適合確認を依頼。(複数回答あり)

### 【法適合確認を委託した事務所との関係】

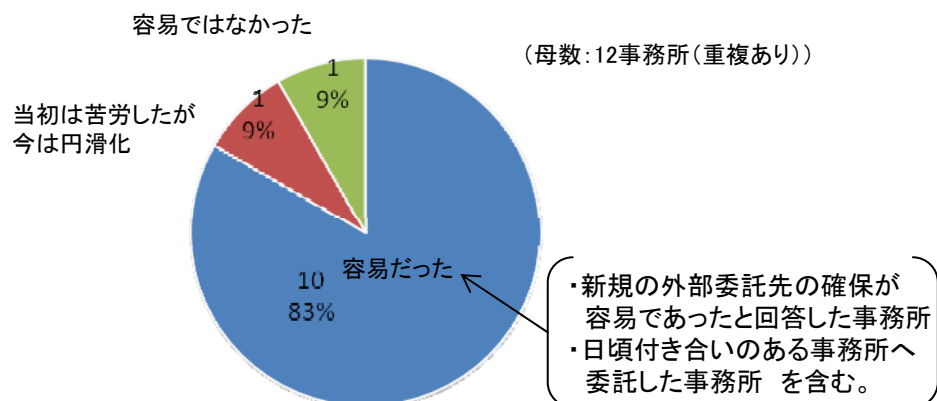


※ 資本や役員との関係はないが日頃業務を委託している事務所

次ページへ

○自らの事務所以外へ法適合確認を委託した事務所のうち1事務所以外は、法適合確認の委託先を容易に確保している。新規の事務所へ委託した5事務所のうち、4事務所は、知り合いの事務所からの紹介で法適合確認の委託先を確保。

### 【法適合確認委託先の確保の容易度】

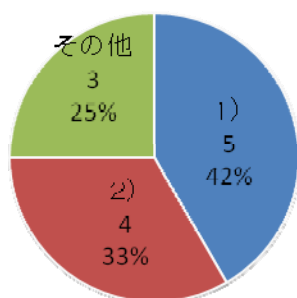


## 設備設計一級建築士による法適合確認について

<自らの事務所以外の事務所へ法適合確認を依頼したことがある11事務所からの回答>

○外部の事務所へ法適合確認を委託した11事務所のうち、5事務所は、自らの事務所内で設備図まで含めて設計した上で、設備図・意匠図等のすべてについて法適合確認を求めている(ケース3)、4事務所は、設備設計も含めて外部へ委託している(ケース4)。(複数回答あり)

### 【法適合確認を委託した範囲】



1) 自らの建築士事務所が設備図を含めて設計し、設備関係規定のすべてについて法適合確認を委託(ケース3)

2) 設備図等は他の建築士事務所へ設計を委託し、意匠図等に記載される設備関係規定部分のみ法適合確認を委託(ケース4)  
(※法適合確認の委託先事務所と同一である場合、同一でない場合の両方を含む)

1)を選択した主な理由(母数:5事務所、複数回答あり)  
・設備設計も含めて設計業務に自ら責任をもつため(3事務所)

### 【設備設計一級建築士へのヒアリングより】

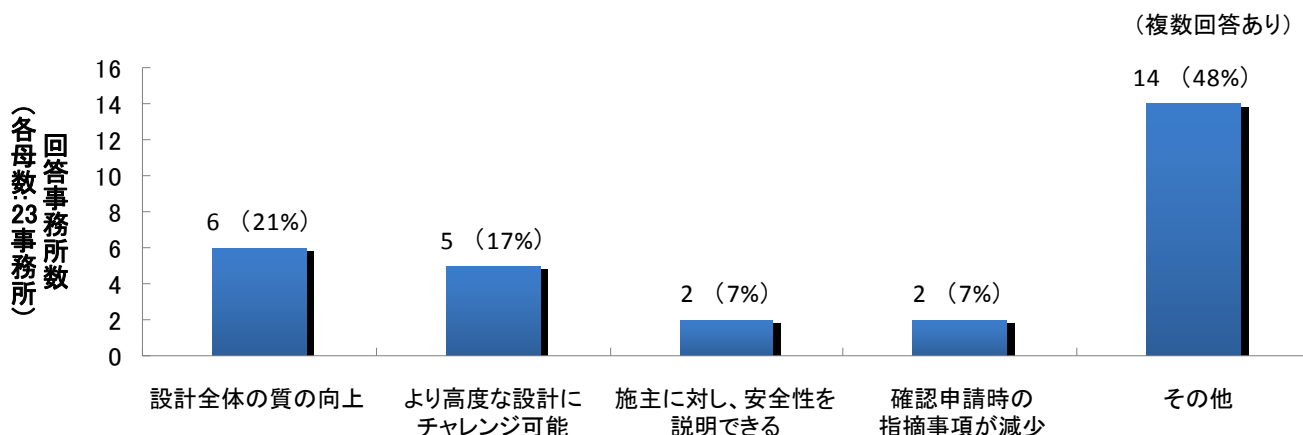
○いわゆる設備図については、1事務所を除き、すべてに記名・押印。(1事務所は該当図面を選別して記名・押印。)

## 設備設計一級建築士による法適合確認について

<「設備設計一級建築士に法適合確認を求めたことのある建築士事務所」(有効回答数23)からの回答>

○設備設計一級建築士が関与することの効果として、6事務所が「設計全体の質の向上」、5事務所が「安心感があるためより高度な設計にチャレンジ可能」と回答。

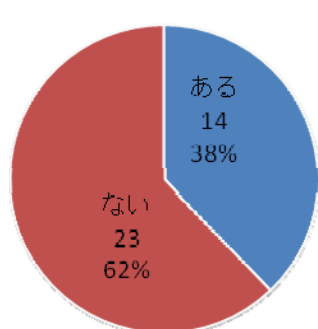
【設備設計一級建築士が関与することの効果】



<「設備設計一級建築士が所属する建築士事務所」のうち、法適合確認の実績のある37事務所からの回答>

○法適合確認にあたり、4割弱は図面の不備を指摘した経験があり、設備図と意匠図等との不整合、防火区画貫通関係等を指摘。

【設備設計一級建築士による図書の不備等の指摘の有無】



(合計37事務所)

※主な指摘内容

- ・設備図と意匠図等との不整合
- ・防火区画貫通関係
- ・設備機器リスト等の未表示 など

【設備設計一級建築士へのヒアリングより】

○多くの事務所が、法適合確認にあたり「設備図と意匠図等との整合の確認」を併せて行い、不備があれば指摘。

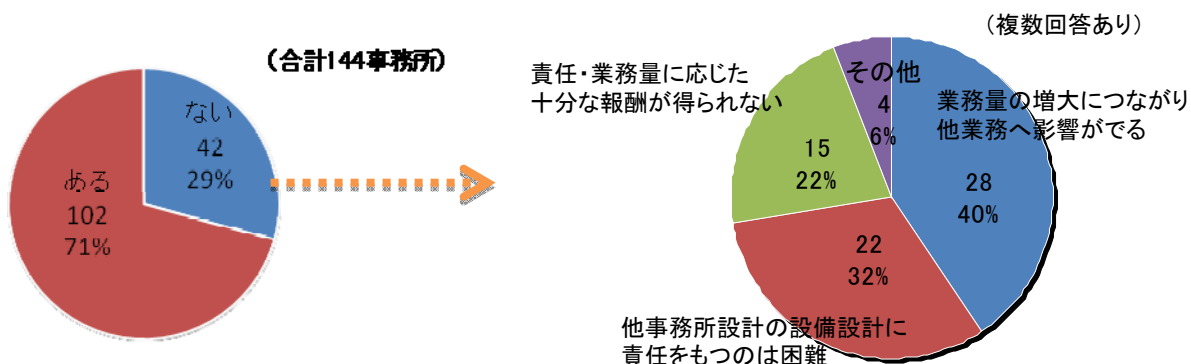
## 設備設計一級建築士による法適合確認について

<「設備設計一級建築士が所属する建築士事務所」(有効回答数144)からの回答>

- 法適合確認の受託意向について、約7割があり、約3割がなしと回答。
- 受託意向がない理由として、4割は「業務量の増大につながり他業務へ影響」、約3割は「他の建築士事務所が設計した設備設計に責任をもつのは困難」、約2割は「責任・業務量に応じた十分な報酬が得られなさそうだから」と回答。(複数回答あり)

【法適合確認の受託意向】

【受託意向がない主な理由】



<「設備設計一級建築士が所属する建築士事務所」(有効回答数144)からの回答>

- 回答のあった設備設計一級建築士が所属する事務所のうち、約1割は、法適合確認の依頼を断ったことがあり、その理由として、約3割が「責任・業務量に応じた十分な報酬が得られないと考えたから」、約2割が「委託元が日頃仕事を受けている協力事務所ではなかったから」と回答。(複数回答あり)

【法適合確認の依頼を断った経験の有無】

【断った主な理由】

